

## 令和6年5月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年5月31日（金曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】	稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
	岩屋 美智子	田中 雄策	前原 幸太郎	田上 みゆき
【推進委員】	宮田 吉人	増田 賢造	津口 えりこ	坂元 清美
	下原 小枝子	山野 真澄	杉元 義男	中津 ゆみ子
	土器 三紀夫	中津 富夫	米倉 千春	山口 長徳
	鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美
	上村 ゆかり			

### 欠席委員

【農業委員】 新原 正次 栗下 章二

### 事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主査	田中 美千代
農地調整係主任主事	馬越脇 浩		

議 題

- 報告第 3号 農地等の合意解約について
- 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画について
- 議案第 7号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第10号 非農地証明願いについて

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから、令和6年5月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立をお願いします。 一同礼。おはようございます。 (起立、一同礼)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご着席ください。 それでは初めに、会長より挨拶並びに会務報告をお願いします。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>(挨拶・会務報告)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>次に、委員の出席状況を報告します。 栗下委員、新原委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。 よって、ただいまの出席者は、農業委員8名、農地利用最適化推進委員17名の25名で定足数に達しています。 これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に、竹下会長代理と田上委員を指名します。 ただいまから、今月の議事に入ります。 報告第3号並びに議案第5号から議案第10号までを議題とします。事務局長に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(議案朗読)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>議案の朗読が終わりました。 これより報告及び審議に入ります。 まず、報告第3号、「農地の合意解約について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第3号、農地等の合意解約について説明します。 議案書1ページをお開きください。 今月の合意解約件数は42件です。 次の2ページをご覧ください。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>令和6年5月分の合意解約一覧につきましては、ご覧の通りです。今月の総会案件と関連がないものについて順番に説明します。まず初めに、3ページの整理番号17番と18番ですが、これは所有権移転のため解約するものです。次の4ページになりますが、初めに訂正をお願いします。整理番号37番及び38番の一番右列の関連欄のところに書いてあります「農用地利用集積等促進計画No. 11関連」とありますが、これを「農用地利用集積計画No. 11関連」に訂正をお願いします。整理番号39番と次のページの40番ですが、これは農地法第5条による転用のため解約するものです。以上報告します。説明が終わりました。質疑はありませんか。（質問なし）</p>
<p>事務局</p>	<p>ないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第5号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。6ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転8件、権利の設定7件、計15件となります。申請人の住所及び氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。それでは説明に入ります。次の7ページになります。整理番号1番、畑1筆、4,958平米の売買です。価格は総額〇〇万円です。備考欄の通り農地所有適格法人からの申請で、〇〇市に〇〇平米の農地を所有しています。次、整理番号2番、9ページまでになります。田8筆、9,926平米の贈与です。</p>

次、整理番号3番、田1筆、326平米の贈与です。

次、整理番号4番、田1筆、617平米の売買です。価格は総額〇〇円です。次の10ページになります。

整理番号5番、畑1筆、988平米の売買です。価格は総額〇〇円です。

次、整理番号6番、次の11ページまでになります。畑3筆、3,264平米の売買です。価格は宅地を含め総額〇〇円です。備考欄の通り農地所有適格法人からの申請で、〇〇市に〇〇平米の農地を所有しています。

次、整理番号7番、田2筆、3,672平米の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄の通り増田委員の掘り起こしとなります。

次、整理番号8番、14ページまでになります。

田11筆、7,704平米の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄の通り農地所有適格法人からの申請です。

続きまして、次の15ページ、今度は権利の設定になります。

整理番号1番、17ページまでになります。

田5筆、畑5筆、計10筆、2,068平米の使用貸借です。

次、整理番号2番、次の18ページまでになります。

田2筆、458平米の使用貸借です。備考欄の通り相続人からの申し出になります。

整理番号3番、田1筆、畑1筆、計2筆、884平米の使用貸借です。次の19ページになります。

整理番号4番、畑3筆、14,681平米のその他使用収益です。備考欄の通り農地所有適格法人からの申請です。

次の20ページになります。

整理番号5番、畑2筆、5,327平米のその他使用収益です。備考欄の通り農地所有適格法人からの申請です。

次、整理番号6番、次の21ページまでになります。

議長（会長）	<p>田4筆、7、488平米のその他使用収益です。備考欄の通り増田委員の掘り起こしです。また、農地所有適格法人からの申請で、議案第6号の農用地利用集積計画の所有権移転No. 10関連となります。次の22ページに入ります。</p> <p>整理番号7番、田1筆、5、688平米のその他使用収益です。備考欄の通り、前原委員の掘り起こしで、議案第6号の農用地利用集積計画の所有権移転No. 3の関連となります。</p> <p>以上、所有権移転8件、権利の設定7件、計15件です。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p>
宮田委員	<p>議案第5号については、各担当委員等に現地確認等をしていただいています。土地の現地確認と申請人、受け人の確認の状況について、各委員から報告をお願いします。</p> <p>まず、所有権移転、整理番号1番の土地の報告を宮田委員に、申請人、受け人の報告を事務局をお願いします。</p> <p>まずは土地の報告を宮田委員をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>整理番号1番について報告します。</p> <p>場所は、〇〇の〇〇地区の方であり、〇〇の近くで、周囲は畑がほとんどで、牧草地帯でした。周りは、酪農、肥育農家がほとんどです。基盤整備はされておらず、農地の形状はとても良く、日照、接道は良好でした。</p> <p>形状としてはとても良く、農地周辺一帯は畑、山林、宅地で、日照は良好です。問題は別にありませんでした。</p>
事務局	<p>次に、整理番号1番の申請人、受け人の報告を事務局をお願いします。</p> <p>それでは、譲受人が市外者のため調査報告を事務局から説明します。</p> <p>この申請法人は、〇〇県〇〇市ですが、今回の申請内容は、農地取得に伴う許可申請となっています。申請者ですが、法人で肉用</p>

	<p>牛〇〇頭を保有する、農畜産物の生産販売、加工まで行っている農業法人です。近隣地では〇〇に経営農地〇〇平米を所有しており、〇〇の牧場ですが、使用人の〇〇が運営に携わっています。</p> <p>さらに、グループ系列の本社では、〇〇の牧場で繁殖牛〇〇頭と、また、〇〇県〇〇町でも牧場を経営しているようです。えびの市の農地取得後は、牧草を栽培する予定です。農地の管理や、地域との調和については、地域の農作業使役等に積極的に参加し、地域の農業活性化に貢献することとしており特に問題ないと判断します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号2番の土地の報告を宮田委員に、申請人、受け人の報告を下原委員にお願いします。</p> <p>まずは、土地の報告を宮田委員にお願いします。</p>
<p>宮田委員</p>	<p>整理番号2番について説明します。</p> <p>場所は、〇〇に位置するところで、〇〇線から高速下を通過して左の方にずっと上がって行ったところです。南側の方は山林で、あと周りが、南北全部が竹林、杉林となっており、その間に点々と民家が点在していて、ほとんどが田でした。植付け準備がされていまして水が入っていました。基盤整備はまだですが、農地の形状は良いです。農地周辺一帯は田、一部畑です。日照は良好、接道も良好です。用排水は良好です。作付状況としては、水稻、野菜、飼料関係で、水稻が主体になっています。8筆のうち1筆だけ台形型になっていましたが、他は長方形型で別に問題はないと判断しました。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>下原委員</p>	<p>整理番号2番の申請人、受け人の報告を下原委員にお願いします。</p> <p>整理番号2番の受け人の状況について報告します。</p> <p>受け人の営農状況は、稲作主体と会社で〇〇をされている兼業農家です。後継者はいますが、今はまだわかりません。地域との調和については兼業ではありますが、営農も一生懸命に取り組まれ、</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号3番の土地の報告を森永委員に、申請人、受け人の報告を吐師委員にお願いします。</p> <p>まずは、森永委員にお願いします。</p>
<p>森永委員</p>	<p>私の方から農地の状況を説明します。</p> <p>場所としては、〇〇から〇〇の〇〇の方に小さい橋がありますが、その近くになります。何年か前の大きな台風の水害に遭ったところです。基盤整備は未整理田です。農地の形状は小さいながらも形は真四角です。周辺は田んぼで、北側に山林が4、5mあってその横は川内川になります。日照や接道については、何ら問題ないかと思います。用排水についても良好です。作付状況は水稻の予定です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号3番の申請人、受け人の報告を吐師委員にお願いします。</p>
<p>吐師委員</p>	<p>それでは、整理番号3番の受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇自治会内に居住されています。営農状況は、〇〇を主体にした専業農家です。渡し人との関係は、受け人と〇〇ということでした。後継者はいません。農地の取得後の利用状況は、今年は水稻を植えるということでした。また、所有農地の畦畔の管理は良好です。</p> <p>地域の調和についても、周りの皆様と一緒によくされています。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号4番の土地及び申請人、受け人の報告を津口委員にお願いします。</p>
<p>津口委員</p>	<p>整理番号4番について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされてない水田で、何年も耕作されていませんでした。受け人は、この土地を〇〇や〇〇にしたいとのことでした。日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>受け人について報告します。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>受け人の営農状況は、〇〇と〇〇の複合経営です。後継者もいます。渡し人との関係は他人です。受け人は、地域との調和については営農にも一生懸命取り組まれて、所有農地の管理も行き届いており何ら問題ないと判断しました。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号5番の土地及び申請人、受け人の報告を竹下会長代理にお願いします。</p>
<p>竹下会長代理</p>	<p>それでは所有権移転、整理番号5番の説明をします。</p> <p>農地に関しては、〇〇自治会に〇〇がありますが、〇〇から〇〇の方に向かう途中にあります。基盤整備はされていません。農地の形状は四角ではないですが、よいと思います。周辺農地一帯は畑、山林、それから受け人の住宅があります。東側が宅地で、南側、西側が山林、北側が市道に面している場所です。日照は、南それから西側に大きな杉の木が立っていて少し不良だと思います。ただ、近いうちにこの辺の杉が伐採されて、今後は吹きさらしになるのではないかと心配されていました。接道、用排水に関しては問題ありません。申請地の作付け状況としましては、今までずっと遊休化していました。この受け人のすぐ家の目の前にある畑にあります。現在は人に依頼して耕起をしたということです。今後は果樹の栽培をしていくということでした。受け人について、〇〇自治会〇〇班に所属しています。営農状況は兼業。普段は仕事に勤めているということです。渡し人との関係は同じ班内の知り合いです。後継者に関して現状はいないということです。取得後の利用状況は畑で、何種類かの自家用の果樹を栽培しようかと考えているということでした。所有農地の畦畔の管理は良好です。地域との調和に関しても非常に地域に溶け込まれた協力的な受け人です。この農地は遊休化していて目の前が藪になるので、無償で今まで草刈等をしていたということです。特に問題は見受けられないと判断しました。</p>

議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号6番の土地の報告を杉元委員に、申請人、受け人の報告を事務局にお願いします。
杉元委員	まずは、土地の報告を杉元委員にお願いします。 整理番号6番の農地3筆について報告します。 申請農地3筆は〇〇自治会内にあり、〇〇線の〇〇の南側に位置します。基盤整備はしてなくて、周辺は、東、西、南側が山林で、北側は住宅です。日照、排水は良い方で、現在は草が繁茂していました。特に問題はありません。
議長（会長）	次に、整理番号6番の申請人、受け人の報告を事務局にお願いします。
事務局	譲受人が市外者のため、調査報告を事務局から説明します。この申請法人は〇〇市ですが、今回の申請内容はえびの市内の農地付きの貸家購入に伴う許可申請です。当法人は、〇〇市で〇〇平米の農地を所有しており、この他、〇〇出張所も開設しており、〇〇から〇〇まで、〇〇の〇〇のため移動する〇〇業の法人です。 えびの市の農地取得後は、農地に接した住居に使用人が住み込み、その畑でレンゲ、ひまわり、コスモスなど〇〇のための作物を栽培する予定です。えびの市では農地に〇〇を設置する県知事の許可もすでに取得されており、数年前から市内の〇〇農家を手伝いながら〇〇業を続けている実績もあることから、農地の管理や地域との調和については良好であり、特に問題ないと判断します。
議長（会長）	整理番号7番の土地及び申請人、受け人の報告を増田委員にお願いします。
増田委員	整理番号7番について報告します。申請地及びその周辺の状況について申請地は水田ですが、周囲は宅地と水田が混在した場所です。〇〇自治会内にあります。受け人の運営の状況ですが、〇〇主体の兼業農家です。地域との調和について、譲受人は兼業ですが後継者がおり、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判

議長（会長）	断します。
岩屋委員	次に、所有権移転、整理番号8番の土地の報告を岩屋委員に、申請人、受け人の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。 まずは、土地の報告を岩屋委員にお願いします。 整理番号8番の11筆について報告します。申請農地は〇〇地区内にあり、周囲一帯は基盤整備済みの水田で形状はよいです。〇〇の〇〇から〇〇方面に〇〇メートルぐらい行ったところの農道を隔てた北側と南側にあり、11筆は100メートル範囲内にまとまっている水田で、一部宅地のそばにあります。接道も良く、用排水も問題ありません。
議長（会長）	次に、整理番号は8番の申請人、受け人の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。
中津ゆみ子委員	整理番号8番の受け人について報告します。 営農状況は専業です。後継者はいて、取得後の利用状況は水田です。地域との調和も問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、権利の設定、整理番号1番、2番、3番の土地及び申請人、受け人の確認を、いずれも米倉委員にお願いします。
米倉委員	整理番号1番と2番と3番について報告します。 申請地は、〇〇川の堤防の下に広がる形状の悪い農地です。周辺には宅地や畑の一部に果樹園などが混在しています。日照や用排水は良好ですが、接道はありません。続きまして、受け人の報告をいたします。受け人の営農状況は、〇〇と〇〇の複合経営です。後継者はいますが、今はまだわかりません。地域との調和については、所有農地の管理なども行き届き、適切に管理されており問題はないと判断します。
議長（会長）	次に、権利の設定、整理番号4番、5番の土地及び申請人、受け人の報告を、いずれも山下委員にお願いします。
山下委員	まず申請農地の説明をします。申請農地は、〇〇自治会にあり、

	<p>〇〇の周辺にあります。基盤整備は未整備ですが、農地の形状はほぼ台形の畑です。</p> <p>そして、周囲は畑に囲まれています。日照、接道は良好です。用排水も良好です。申請地は、現在、キャベツ、ごぼう、深ネギが作付してありました。農地は以上です。</p> <p>それから、申請人の受け人の説明をします。</p> <p>受け人は、兼業農家で、〇〇と〇〇を主体としてされています。渡し人との関係は、昔からの知人です。</p> <p>後継者はいます。〇〇歳の〇〇が後継者です。取得後は、畑を露地野菜として使いたいということです。所有地の畦畔の管理は良好です。地域との調和も非常に明るい人で、〇〇をされているので良好だと思います。</p>
議長（会長）	次に、権利の設定、整理番号6番の土地の報告を増田委員に、申請人、受け人の報告を山下委員にお願いします。
増田委員	まずは、土地の報告を増田委員にお願いします。 整理番号6番、申請農地の調査について報告します。
	整理番号6番の農地計4筆について、申請地は、〇〇自治会内にあります。〇番は畑かんの受益地です。 周囲一帯は、基盤整備が行われた水田で、現在も水田として耕作されています。
議長（会長）	次に、整理番号6番の申請人、受け人の報告を山下委員にお願いします。
山下委員	申請人、受け人は、先ほど報告した内容と同じです。
議長（会長）	次に、整理番号7番の土地及び申請人、受け人の報告を前原委員にお願いします。
前原委員	整理番号7番についてご説明します。 まず申請地ですが、申請地の場所は、〇〇から〇〇方面へ市道を上ったところの〇〇メートルの西側の地点にあります。基盤整備

	<p>はされていませんが、形状は長方形をしており、ほぼ良好です。周囲は、田んぼと堤防の農道に囲まれています。日照、接道は良好ですが、排水が一部不良ですが稲作を行われるということですので、稲作栽培については何ら問題ないと思います。現在の田んぼの状況ですが、耕起はされていますが稲作はされていません。それから、受け人について説明します。</p> <p>受け人は、〇〇と〇〇の専業農家です。渡し人との関係は他人です。後継者はまだ本人が若いので、子供さんはいますが、まだわからないということです。取得後は稲作を行うということです。農地の畦畔の管理、それから地域との調和も良好です。</p>
議長（会長）	各委員の説明が終わりました。
事務局	<p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前調査の報告がありました通り地域との調和要件など問題ないということです。</p> <p>したがって、計15件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
議長（会長）	ただいま各委員及び事務局より説明がありました。
増田委員	<p>これより議案第5号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。</p> <p>山下委員から、〇〇さんは〇〇と言われましたが、現在はされていません。</p>
山下委員	訂正します。
議長（会長）	他にありませんか。
下原委員	事務局にお尋ねです。〇ページの整理番号〇番の受け人の〇〇さ

<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>んについてですが、〇〇に使用されるのですが、牛の頭数の記載がありません。それから、〇ページの権利関係の「その他使用収益」の意味がわからないので教えてください。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>まず初めに、9ページ、整理番号4番です。まず、牛の頭数から最初に申し上げます。ご指摘の通り（議案書へ）記載が漏れております。〇頭です。それから〇〇の件ですが、農地ですから耕作しないといけません。許可書を発行するときに作物を作るように指導します。</p> <p>それから、これは、今年は初めて出てきた案件で、昨年度も出てきました。これは特殊で、頭の方が「その他使用収益」となっていますが、これは中間管理機構が農地を買い手から一旦所有者から全部買い上げます。それを3つのタイプがありまして、即売タイプ、一時貸付タイプ、それから分割払いタイプ、おそらく今日の説明会で説明されると思いますが、今回の場合はすべて分割払いタイプを利用されています。これは使用収益権をもっているということで、賃料じゃなくて使用収益として収益を得る権利とすることで、「その他使用収益」としています。今回のこのタイプは、例えば、中間管理機構が500万円の農地を所有者から一回全部買いあげます。そして、今回の申請では、10年を希望されましたので、10年間分割で、家で言うところローンを払うようなもので、中間管理機構へ、今回借りられる〇〇と〇〇の方が10年間、ローンを10分の1ずつ払っていきます。その代わり貸付料は要らないという使用収益です。最後に10回すべて払い終わると自分のものになるということで、結構いろいろなメリットがあるようで、例えば、その10年間の固定資産税は中間管理機構が負担します。本人は納付しなくていいというのもありますし、それから借り入れ後毎年10分の1ずつ払っていくのに金利がゼロ</p>
-----------------------	--

<p>議長（会長）</p>	<p>といったメリットもあるようです。それから、不動産取得税が発生しますが3分の1が控除されるようです。そういう税制制度も優遇措置があるようです。また、この総会が終わった後に、中間管理機構から詳しい説明がありますので参考にしてください。</p> <p>中間管理機構からの説明で、またその辺も触れていただけたと思いますが、今の説明でいいですか。</p> <p>他にありませんか。</p>
<p>森永委員</p>	<p>質問です。〇〇ページです。〇〇ページの整理番号〇と〇ですが、権利移動の譲り渡しは〇〇さんですが、この方から私も〇〇にある農地を借りています。その関係で、〇番の〇〇さんは住所が〇〇〇〇になっていますが、これは〇〇ではないかと思ったのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えします。まず〇番は言われるように、〇番の〇〇が整理番号〇番の〇〇です。いま森永委員が言われた通りです。そして、〇番ですが、右の備考欄にあります通り相続人からの申し出ということで法定相続人となります。譲渡人が亡くなられていますので、職業欄も年齢もないということです。この故人の法定相続人からの申し出で、相手の譲受人への申請が出ているということですが、故人が亡くなっていますので、故人がまだ生存されていた時の農家台帳上の住所ということです。おっしゃるように、以前はおられたかもしれませんが、親族人代表の申し出ですので、農家台帳のデータベースの住所と理解していただければよろしいかと思います。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>今の説明でよろしいですか。</p> <p>ここで休憩します。</p> <p>（休憩）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>他に質疑はないですか。</p>
<p>田上委員</p>	<p>10ページの〇〇業で全国を回っているという説明でしたが、畑</p>

<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>を何に使われるのか、また、使用人を宅地に住まわせてと説明がありました。詳しく説明をお願いします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>この〇〇業は、先ほど説明しましたように、〇〇の出張所も開設され、1年中〇〇から〇〇まで〇〇のために移動されています。この前私が電話したときも、いま〇〇ですとされています。そして、えびの市についてですが、この農地は去年か一昨年だったか、この3条申請で出されたのですが、空き家付属農地を買われた方が借家で農地の貸借の案件です。先ほど説明したように、通常は〇〇を播いて、〇〇収穫が終わったら、ひまわり、コスモスを植えて、そこに〇〇を置いて〇〇を採取するようです。</p> <p>もうすでに廃業されている〇〇の〇〇農家、〇〇の〇〇農家の方々と数年前から協力を依頼されて、そこに〇〇を置いて〇〇を〇〇されている法人で、数年前から利用させてもらっていると説明を受けています。今回農地を取得して使用人がその家を購入しましたので、使用人をそこに住まわして、えびの市で本格的に〇〇を〇〇したいという申請でした。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>よろしいですか。他にありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。議案第5号は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りの通り決定します。</p> <p>次に、議案第6号、「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第6号、「農用地利用集積計画について」説明します。</p>

23ページをご覧ください。今月の計画件数は、利用権2件、所有権移転14件、合計16件となっています。申出人の住所、氏名、備考欄につきましては特記事項のみを説明し、他は省略します。また、法人の場合は年齢が空欄となります。

利用権につきましてご説明します。

24ページをご覧ください。まず、金額の訂正をお願いします。整理番号2番の賃借料が年総額〇〇円となっていますが、〇〇円に訂正をお願いします。

整理番号1番、畑、1筆、12,157平米の賃貸借です。

賃借料は年総額〇〇円です。

整理番号2番、田2筆、4,182平米の賃貸借です。

賃借料は年総額〇〇円です。

続きまして、所有権移転について説明します。

25ページをご覧ください。

整理番号1番、田4筆、2,113平米の売買です。

価格は総額〇〇円です。26ページです。

整理番号2番、田2筆、2,341平米の売買です。

価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、5,688平米の売買です。

価格は総額〇〇円です。

前原委員の掘り起こしです。

整理番号4番、27ページです。田3筆、1,672平米の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、27ページから28ページです。田2筆、3,140平米の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、796平米の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、畑1筆、577平米の売買です。価格は総額〇〇

議長（会長）	<p>円です。29ページです。</p> <p>整理番号8番、田3筆、14, 681平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇円です。</p> <p>整理番号9番、29ページから30ページです。畑2筆、5, 327平米の売買です。価格は総額〇〇円です。</p> <p>整理番号10番、30ページから31ページです。田4筆、7, 488平米の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号11番、畑1筆、12, 157平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇円です。前原委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号12番、31ページから32ページです。</p> <p>田2筆、4, 182平米の売買です。価格は総額〇〇円です。前原委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号13番、畑1筆、4, 589平米の売買です。価格は総額〇〇円です。</p> <p>整理番号14番、田1筆、1, 397平米の贈与です。</p> <p>以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案第6号の審議に入ります。</p> <p>なお、所有権移転、整理番号〇番の譲受人は、〇〇委員と同居する親族です。よって、所有権移転、整理番号〇番については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p>
--------	--

<p>議長（会長）</p>	<p>（〇〇委員退席）</p> <p>ただいまから所有権移転、整理番号〇番を審議します。所有権移転、整理番号〇番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。所有権移転、整理番号〇番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りの通り決定します。〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号〇番の譲受人は、〇〇委員と同居する親族です。よって、所有権移転、整理番号の〇番については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいまから所有権移転、整理番号〇番を審議します。</p> <p>所有権移転、整理番号〇番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。所有権移転、整理番号〇番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りの通り決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p>

議長（会長）	<p>（〇〇委員着席）</p> <p>それでは、所有権移転、整理番号〇番、〇番を除く議案第6号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。所有権移転、整理番号〇番、〇番を除く議案第6号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。よって、お諮りの通り決定します。</p> <p>よって、議案第6号については、原案の通り決定した旨を市長に通知します。</p> <p>ここで、休憩に入ります。10時15分に再開します。</p> <p style="text-align: right;">（10時05分）</p> <p>（休憩）</p>
議長（会長）	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、議案第7号、「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号、農用地利用集積等促進計画について説明します。別冊の資料をご覧ください。今月の計画件数は78件です。申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては特記事項のみを説明し、他は省略します。</p> <p>それでは、資料の34ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、畑1筆、5, 315平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号2番、田2筆、畑1筆、計3筆、3, 938平米の賃貸借です。園田委員の掘り起こしです。〇〇〇〇の作物種別が「主食用米」となっていますが、「飼料作物」に修正をお願いします。</p> <p>整理番号3番、田3筆、畑1筆、計4筆、5, 109平米の賃貸借です。園田委員の掘り起こしですが、記載が漏れていましたので、</p>

	<p>追記をお願いします。</p> <p>整理番号4番、田2筆、870平米の賃貸借です。「作物種別」が空欄になっていますが、「主食用米」の追記をお願いします。</p> <p>整理番号5番、田5筆、6,267平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号6番、〇〇の仮地番で畑1筆、6,519平米の使用貸借です。35ページです。</p> <p>整理番号7番、田2筆、2,186平米の賃貸借です。園田委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号8番、田3筆、4,225平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号9番、田3筆、1,639平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号10番、田2筆、3,601平米の使用貸借です。</p> <p>園田委員の掘り起こしで、記載漏れでしたので追記をお願いします。</p> <p>整理番号11番、田1筆、2,559平米の使用貸借です。</p> <p>園田委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号12番、畑1筆、2,528平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号13番、畑1筆、1,007平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号14番から18番までは、上大河平畑かん地区の仮地番になっています。</p> <p>整理番号14番、畑1筆、1,407平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号15番、35ページから36ページです。畑6筆、21,214平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号16番、畑2筆、4,225平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号17番、畑2筆、11,053平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号18番、畑2筆、8,887平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号19番、畑2筆、3,933平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号20番、田1筆、927平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号21番、田2筆、畑1筆、計3筆、2,375平米の使用</p>
--	---

<p>貸借です。</p> <p>整理番号22番、36ページから37ページです。田1筆、584平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号23番、田1筆、1,614平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号24番、田2筆、1,057平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号25番、田1筆、777平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号26番、田1筆、764平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号27番、田7筆、5,329平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号28番、田2筆、583平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号29番、畑2筆、4,827平米の賃貸借です。</p> <p>38ページです。</p> <p>整理番号30番、田1筆、1,356平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号31番、田1筆、2,651平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号32番、田3筆、3,189平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号33番、田2筆、3,313平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号34番、田1筆、1,077平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号35番、田1筆、1,015平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号36番、田1筆、4,190平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号37番、田1筆、795平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号38番、田2筆、2,275平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号39番、田1筆、941平米の賃貸借です。</p> <p>39ページです。</p> <p>整理番号40番、田2筆、3,117平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号41番、田12筆、15,168平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号42番、田2筆、3,516平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号43番、田1筆、142平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号44番、田1筆、1,206平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号45番、39ページから40ページです。田1筆、1,4</p>
--

<p>18平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号46番、田1筆、1,009平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号47番、田10筆、9,452平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号48番、田4筆、2,853平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号49番、田2筆、2,946平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号50番、田1筆、1,312平米の賃貸借です。</p> <p>41ページです。</p> <p>整理番号51番、田2筆、1,106平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号52番、田2筆、2,272平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号53番、田2筆、2,830平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号54番、田8筆、3,994平米の賃貸借です。</p> <p>森永委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号55番、田1筆、3,146平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号56番、畑3筆、1,977平米の賃貸借です。</p> <p>42ページです。</p> <p>整理番号57番、田2筆、1,798平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号58番、畑1筆、1,499平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号59番、畑3筆、1,476平米の賃貸借です。</p> <p>作物種別が「主食用米」になっていますが、「露地野菜」に修正をお願いします。</p> <p>整理番号60番、畑1筆、992平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号61番、畑1筆、4,336平米の使用貸借で、吐師委員の掘り起こしでしたが、記載漏れでしたので追記をお願いします。</p> <p>整理番号62番、畑2筆、759平米の賃貸借です。</p> <p>園田委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号63番、田1筆、畑2筆、計2筆、1,381平米の賃貸借です。園田委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号64番、42ページから43ページです。田9筆、6,3</p>
--

議長（会長）	<p>25平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号65番、田4筆、3, 656平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号66番、田1筆、1, 747平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号67番、田1筆、2, 676平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号68番、田6筆、畑1筆、計7筆、11, 212平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号69番、43ページから44ページです。田8筆、3, 939平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号70番、田6筆、7, 593平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号71番、畑2筆、1, 515平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号72番、田6筆、6, 232平米の賃貸借です。</p> <p>45ページです。</p> <p>整理番号73番、田1筆、1, 046平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号74番、田3筆、4, 075平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号75番、田3筆、2, 239平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号76番、畑2筆、700平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号77番、田1筆、690平米の使用貸借です。</p> <p>園田委員の掘り起こしが記載漏れでした。追記をお願いします。</p> <p>整理番号78番、田2筆、1, 917平米の賃貸借です。</p> <p>園田委員の掘り起こしが記載漏れでした。追記をお願いします。</p> <p>以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第7号の審議に入ります。</p> <p>委員には関係する案件がたくさんありますので、退席の協力をお願いします。</p> <p>整理番号〇番の受け手は、〇〇委員と同居する親族です。</p>
--------	---

議長（会長）	<p>整理番号〇番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員退席）</p> <p>それでは、整理番号〇番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。整理番号〇番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。よって、お諮りの通り決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号〇番の受け手は、〇〇委員です。整理番号〇番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号〇番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りします。整理番号〇番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りの通り決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p>

議長（会長）	<p>（〇〇委員着席）</p> <p>次に、整理番号〇番の出し手及び整理番号〇番の受け手は、〇〇委員と同居する親族です。整理番号〇番及び〇番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>（〇〇委員退席）</p> <p>それでは、整理番号〇番及び〇番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。</p>
議長（会長）	<p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですので質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号〇番、〇番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長（会長）	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りの通り決定します。〇〇委員の退席を解きます。</p>
議長（会長）	<p>（〇〇委員着席）</p> <p>それでは、次に整理番号〇番から〇番の受け手は、〇〇委員です。整理番号〇番から〇番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>（〇〇委員退席）</p> <p>それでは、整理番号〇番から〇番について、各委員の質疑を求めます。質疑ありませんか。</p>
議長（会長）	<p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。整理番号〇番から〇番は、原案の通り承認するこ</p>

議長（会長）	<p>とに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員賛成）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りの通り決定します。〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号〇番の受け手は、〇〇委員です。</p> <p>整理番号〇番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、</p> <p>〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号〇番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号〇番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りの通り決定します。〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員着席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号〇番、〇番、〇番、〇番、〇番、〇番、〇番、〇番、〇番を除く議案第7号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。</p>
竹下会長代理	<p>よろしいですか。左の一番上の欄に借入先がありますが、一番上の項目に「農地の所在」と入れていただければよいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
下原委員	<p>借入先の住所が、県外は何々県とか入れることは可能ですか。</p>

事務局	<p>何県になるのだろうかとわからないので、できますか。</p> <p>どちらも入れることはできます。</p>
議長（会長）	<p>わかりやすいようにお願いします。</p> <p>他にないですか。</p>
	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。整理番号〇番、〇番、〇番、〇番、〇番、〇番、〇番、〇番、〇番、〇番を除く議案第7号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第7号はお諮りの通り決定します。また、原案の通り宮崎県農業振興公社に農用地利用促進計画の作成を要請します。</p> <p>次に、議案第8号、「農地法第4条の規定による許可申請について」及び議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、並びに議案第10号「非農地証明願いについて」を一括議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>46ページをご覧ください。今月の許可申請件数は2件です。申請人等の住所、氏名、立地基準については省略します。</p> <p>47ページです。</p> <p>整理番号1番、申請地は、大字〇〇、畑1筆、7, 140平米を植林として追認申請するものです。申請人から顛末書の提出があります。農地区分は第2種農地です。</p> <p>整理番号2番、申請地は、大字〇〇、畑1筆、1, 976平米を植林として追認申請するものです。申請人から顛末書の提出があります。農地区分は第2種農地です。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>第2小委員会委員長</p>	<p>議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。48ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所、氏名、立地基準については省略します。</p> <p>49ページです。説明の前に修正をお願いします。真ん中辺りの立地基準のところですが、農地区分の「第1種農地」を「第3種農地」に修正をお願いします。</p> <p>それでは、改めて整理番号1番について説明します。</p> <p>申請地は、大字〇〇、畑、499平米を一般住宅として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は、令和6年7月9日から令和6年9月末までとなっています。</p> <p>事業費につきましては、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を融資にて対応されます。</p> <p>生活排水については、合併浄化槽にて処理後西側側溝に処理します。</p> <p>議案第10号、非農地証明願いについて説明します。</p> <p>50ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は1件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名、立地基準については省略します。</p> <p>51ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑1筆、793平米です。</p> <p>申請理由は山林です。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第8号、議案第9号及び議案第10号については、去る5月30日に、第2小委員会で審議がされています。</p> <p>ここで、第2小委員会委員長から報告をお願いします。</p> <p>それでは、第2小委員会の報告を行います。</p> <p>会長から招集を受けまして、5月30日、委員9名、事務局3名、</p>
--------------------------------	--

計12名の出席のもと第2小委員会を開催しました。

今回の議案は、4条申請が2件、5条申請が1件、非農地証明願いが1件、計4件です。

議案第8号、農地法第4条申請の整理番号1番について説明します。

申請人は、高齢で耕作ができない状況であり、2ヶ月前に植林をしましたが、今回申請地の地目が農地のままであることが判明して申請をされたものです。場所は、〇〇地区で、広域農道みやまキリシマロードの北側〇〇メートルのところに位置し、北側、南側、東側はすべて山林、西側は畑となっていますが、周辺はほとんど山林化しています。

続いて、整理番号2番について説明します。

申請人は、昭和61年頃に申請地を購入しましたが、周辺が山林のため耕作が困難となり植林をされました。現在はすでに山林となっていますが、今回申請地の地目が農地のままであることが判明して追認申請されたものです。

場所は、〇〇地区で、広域農道みやまキリシマロードの北側であり、道路から見下ろせる場所で、北側は山林、南側は道路、東側は山林、西側は農地に接していますが、周辺は山林化が進んでいる場所です。

議案第9号、農地法第5条申請、整理番号1番について説明します。譲受人は、一般住宅を建設したく適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。

場所は、〇〇から踏切を南へ渡って、道路を約〇〇メートル進んだ所に位置します。申請地の状況は、北側は宅地、南側は農地、東側は宅地、西側は道路に接しています。

申請地は市道に接しており、周辺も民家が点在しています。

周辺の農地への影響はないと判断し、その他特に問題は見当たり

<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>ませんでした。</p> <p>次に、議案第10号、非農地証明願いについて説明します。</p> <p>整理番号1番につきましては、市の公用車で行くことができませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真で判断しました。特に問題は見当たりませんでした。</p> <p>以上、第2小委員会では、慎重審議しました結果、農地法第4条申請2件、第5条申請1件、非農地証明願い1件、計4件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断をしました。</p> <p>第2小委員会の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>判断根拠を説明します。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。</p> <p>立地基準につきましても、小委員長報告にありました通り問題ないとのことです。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p> <p>よりまして、今月の議案第8号から10号の計4件につきましては、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>第2小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第8号、議案第9号及び議案第10号の審議に入ります。</p> <p>議案第8号、議案第9号及び議案第10号について一括して各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>議案第8号、議案第9号及び議案第10号に対する第2小委員会の判断は許可相当または非農地相当です。また、事務局の判断も許可相当または非農地相当です。</p> <p>お諮りします。議案第8号、議案第9号及び議案第10号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成と認めます。議案第8号、議案第9号及び議案第10号は原案の通り決定します。</p> <p>また、議案第8号及び議案第9号については、許可相当として知事に意見書を送付します。</p> <p>以上で本日の議案審議は終了しました。</p> <p style="text-align: right;">午前11時10分</p>
---------------	--